

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第98号

必ず儲かるってホント！？情報商材の購入は慎重に！

「簡単な作業で楽に稼げる」「確実に儲かる」などという広告を見て、情報商材を申し込んだが、書かれている内容が現実的でなかったり、収入を得るために事前に説明のなかった費用がさらに必要となるなどのトラブルが発生しているため、注意が必要です。

【県内事例①】

SNSで「動画を見るだけで簡単に儲かる」という広告を見て、30万円で契約したが、中身はその動画を他の人に紹介して販売手数料を受け取るという、いわゆるアフィリエイトであった。契約前にどのようなビジネスモデルなのかわかっていたら、契約しなかった。契約を取り消したい。
(40代 男性)

【県内事例②】

「3日以内に3万円受け取れる」という情報商材をネットで見つけた。無料で申込みができると書いてあったのに、実際にはビジネスに参加するために2万円の「入門マニュアル」の購入が必要とのことだった。返金保証付きだったので購入したが、送られてきたマニュアルには、さらに高額なコースへの参加が必要と記載されていた。話が違うと思い返金を希望したが、業者から断られた。
(50代 男性)

アドバイス

- 1、 情報商材は文字通り「情報」自体が商品であるため、広告に具体的な説明が明記されず、消費者はその中身を知らずに購入することとなります。「必ず儲かる」などの断定的な広告がある場合には、注意が必要です。
- 2、 返金保証付きと書いてあっても、実際には返金の条件を満たすことが難しい場合や、条件を満たしていても販売業者が応じない場合があります。返金保証があるからと、安易に契約するのは止めましょう。
- 3、 「オイシイもうけ話」を他人が簡単に教えることはありません。広告をうのみにせず、第三者の意見を聞くなど、冷静に判断しましょう。
- 4、 高額な契約を結んでしまった、契約の実態が説明と違うなど、トラブルにあった場合は、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013